

「選挙人名簿管理システム等標準化検討会」

第6回議事概要

日時：令和5年2月20日（月）11：00～11：30

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（座長）

庄司 昌彦 武蔵大学 社会学部 教授

（構成員）

湯淺 壘道 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授
小島 勇人 一般社団法人選挙制度実務研究会代表理事
三浦 雄二 全国市区選挙管理委員会連合会事務局長
木村 真治 札幌市選挙管理委員会事務局選挙課長
久保 正義 広島市選挙管理委員会事務局次長
岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課長
廣井 孝一 元船橋市選挙管理委員会事務局長
坪田 充博 日野市企画部情報政策課長
大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐
西村 克仁 甲府市行政経営部行政経営総室デジタル推進課長
深澤 安伸 富士市総務部デジタル推進課長
竹村 亜希子 南国市情報政策課長
本山 政志 埼玉県町村会情報システム共同化推進室長
西川 亨 全国知事会調査第一部長
百武 和宏 全国市長会行政部長
小出 太朗 全国町村会行政部長
吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長
前田 みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー
三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー
笠置 隆範 総務省自治行政局選挙部選挙課長
清田 浩史 総務省自治行政局選挙部管理課長

（準構成員）

日名子 大輔 株式会社 RKKCS 企画開発本部住基内部システム部部长
山口 友久 行政システム株式会社営業統括部課長
永尾 英則 Gcom ホールディングス株式会社第1製品開発部第1開発課長
出野 寛幸 株式会社 TKC 地方公共団体事業部システム開発本部住民情報システム開発センター住民
情報システム技術部課長
西澤 那智 株式会社電算公共開発本部ソリューション1部主幹

藤野 正則 日本電気株式会社公共システム開発本部プロジェクトマネージャー
畝本 卓弥 株式会社日立システムズ公共情報サービス第一事業部第一開発本部第三開発部技師
杉江 嘉昭 富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部マネージャー
藤井 俊介 株式会社ムサシ選挙営業本部 本部長

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局提出資料説明
 - ・標準仕様書【1.1版】（案）の概観
 - ・今後の予定
3. 閉会

【意見交換（概要）】

- 現在、デジタル庁を中心に文字要件に関する検討が進められており、今後、各業務においてもデジタル庁方針に基づいた、標準仕様書の修正作業が発生すると認識している。検討会資料 p. 11 へ当該修正作業に関するスケジュールを追記してもらいたい。
→今後の検討会資料に追記したい。
- 共通投票所を利用する環境は、本庁以外の施設（公民館や体育館など）であり、LGWANに繋がっていないことも想定されるが、LGWANに繋がっていない施設でシステム（機能）を利用する場合のセキュリティ要件について、総務省デジタル基盤室のセキュリティ要件には反映されていない。今後の実装にあたり、共通投票所のセキュリティ要件についてある程度要件を示しておいた方がよい。
→ご指摘を踏まえて関係部署と調整し、必要に応じて地方公共団体向けに通知を行うなど、情報を周知する方法について、引き続き検討する。
- 検討会資料 p. 7 の「宣誓書（兼請求書）」のレイアウトについて、公職選挙法施行規則の宣誓書レイアウトと異なっている。
→検討会資料 p. 7 は投票所入場券の記載である。
- 標準仕様書 1.2 版は、デジタル庁方針が反映された内容となるという想定で良いか。
また、選挙人名簿管理システム標準仕様書本体について、住民記録システム標準仕様書等と横並びとなる部分において記載内容が完全には一致しない点があるが、本件についても、標準仕様書 1.2 版にて解消されるという想定で良いか。
→全体の方針が示され令和 5 年 3 月末までに修正作業が間に合う内容については、標準仕様書 1.2 版へ反映する。間に合わない内容については、標準仕様書 1.2 版以降にて、順次反映する想定である。
- 令和 5 年 3 月末時点で、住民記録システム標準仕様書と記載が異なる部分が残っていると、システム事業者・地方公共団体において混乱が発生する可能性があるため、可能な限り足並みを揃えてもらいたい。
→引き続き関係部署と調整する。
- 標準仕様書 1.2 版に向けた修正作業については、令和 5 年 3 月末を期限とする想定か。
→ご発言のとおり。現在デジタル庁にて実施している指定都市照会を踏まえ、標準仕様書を改版する必要があると認識しており、当該改版の期限が令和 5 年 3 月末と認識している。

- 選挙システムがマイナンバー利用事務系に入っている場合、共通投票所のネットワークについて他のマイナンバー利用事務と同等の要件が求められてしまうと、共通投票所の実現が現実的に困難になるのではないかと。
→ガバメントクラウド移行の際の課題を整理する等、システム事業者・地方公共団体における混乱が発生しないよう引き続き検討を行う。
- 指定施設のマスタ情報管理機能について、選挙人名簿管理サブユニットではなく、期日前・不在者投票管理サブユニットにて定義してもらいたい。現在の定義のままであると、サブユニット間の連携を行わない限り、期日前投票の一括処理が不可となり、個別処理が発生することが懸念される。
→ご意見を踏まえ、事務局にて検討する。
- 期日前投票宣誓書の印字サンプルにおいて、「現住所」が印字項目として定義されていない。
→確認のうえ修正する。
- 標準仕様書 1.1 版の最終承認について、武蔵大学 庄司教授に一任する旨で合意した。

以上